

市民満足度調査にご協力をお願いします

次期尾道市総合計画の策定にあたり、市民満足度調査(アンケート調査)を行います。この調査は、現行の計画に掲げている目標の達成度や、将来のまちづくりに対する皆さんの思いなどを把握するために実施します。調査のお願いが届いた人は、ご協力をお願いします。

※11月初旬に発送予定です。

■住民基本台帳データから無作為抽出した市内に居住する18歳以上の市民3,000人

■政策企画課

(☎0848-38-9316)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

■マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

■10月26日(日)、11月23日(日)
8:30~12:00

※行事などと重なった場合、中止になる場合があります。来庁前にHP等で確認してください。



■本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

■マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)

・本人確認書類(交付案内参照)

・通知カード(回収します)

・住民基本台帳カード

(回収します・お持ちの人のみ)

■市民課(☎0848-38-9166)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

■10月21日(火)、11月18日(火)
9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

■社会福祉課

(☎0848-38-9125・

FAX 0848-38-9206)

■e-s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

更新申請は郵便局が便利です!!

マイナンバーカードの有効期限(約10年)が近付いたら更新を!

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が近付くと、それぞれ更新のお知らせが届きます。申請場所が異なるので、どちらの更新か確認してください。

■マイナンバーカード

有効期限は約10年(18歳未満の人は約5年)

■本庁市民課・各支所のほか、市内26の郵便局

※マイナ免許証の人はオンラインで申請してください。

■電子証明書

有効期限は約5年

■本庁市民課・各支所※郵便局では更新できません。



▲デジタル庁HP ▲YouTube

マイナンバーカードの更新ができる郵便局

尾道・尾道古浜・尾道しまなみ・尾道則末・尾道長江・尾道山波・高須・浦崎・美ノ郷・原田・向島・向島中・向島西・向島東・立花・彦ノ上・岩子島・因島土生・因島三庄・因島三庄南・中庄・重井・因島大浜・御寺・名荷・上川辺の各郵便局
※初めて作成される場合も郵便局でできます。交付申請書をお持ちください。
※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。

※申請から受取まで約1カ月かかります。

受付時間 平日9:00~17:00(ただし郵便局の営業時間に限る)

■次のすべてに該当する人

・尾道市に住民票がある ・有効期限通知書が届いた人

・申請時に本人が窓口(郵便局)に来ることができる

・申請後2カ月以内に転出する予定がない

カードの受け取り場所 本庁市民課、各支所

■市民課(☎0848-38-9166)

尾道市景観計画変更案の パブリックコメント募集

尾道市の良好な景観を形成するための「尾道市景観計画」について、重点地区及び行為の制限の変更を行うため、次のとおりパブリックコメントを募集します。

公表期間・意見募集期間 11月4日(火)~12月3日(水)

公表場所 市HP、市役所1階ロビー、3階まちづくり推進課、各支所
意見の提出ができる人(次のいずれかに該当する場合)

・市内に住所・所有地を有する人・団体

・市内の事業所・学校等に通勤・通学している人

・市に対する納税義務を有する人・団体

・変更案に利害関係を有する人・団体等

意見書提出方法 持参(平日8:30~17:15)か郵送、FAX、Eメール

※意見書の書式は自由(住所・名前の記載は必須)。

参考書式は市HPからダウンロード可

■申問〒722-8501 久保一丁目15-1

まちづくり推進課(☎0848-38-9223・FAX 0848-38-9295)

宝くじの助成金で整備した集会施設をご紹介します

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を行っています。

この事業により、本年度、地縁団体白江町内会が地域の集会施設「白江公民館」を整備しました。地域の集いの場としてコミュニティ活性の充実につながることが期待されます。

☎政策企画課(☎0848-38-9435)



インターネット利用状況調査アンケート

尾道市では、令和3年度に市内全域へ光ブロードバンドサービスを提供できるよう光ファイバー網整備を行いました。この事業は国の補助金を活用しており、事業完了後のインターネット(Wi-Fi)の普及状況を確認し、更なるWi-Fiの普及に活かすため、インターネット利用状況調査アンケートへのご協力をお願いします。回答項目3つの簡単なアンケートです。

☑尾道市内に所在する全ての家庭・事業所

締11月10日(月)

☎情報システム課

(☎0848-38-9308)

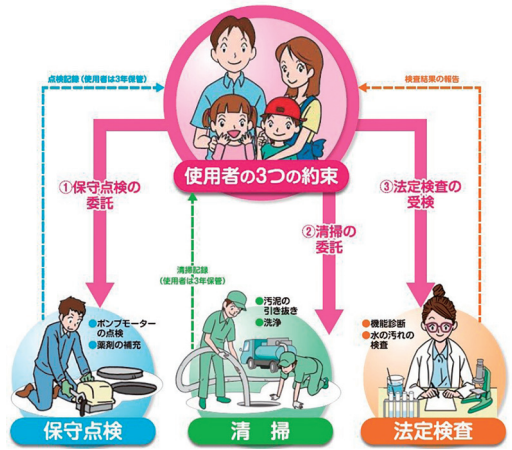


▲アンケート回答

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に 10月は浄化槽月間です(10月1日は「浄化槽の日」)

浄化槽は、微生物の働きによって、トイレや台所などから出る生活排水をきれいな水にして川や海に流すための設備です。浄化槽が水をきれいにするためには、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。この役割を担う【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、みんなできれいな水環境を守りましょう。(3つの維持管理は浄化槽法で浄化槽管理者に義務づけられています。)

【3つの維持管理】



【法定検査について】

広島県では10人槽以下の11条検査について2方式の検査(ガイドライン検査・効率化検査)を5年周期でローテーションする検査体制を採用しています。本年度、尾道市では効率化検査が行われています。

【補助金制度について】

単独処理浄化槽や汲み取り便槽から環境にやさしい「合併処理浄化槽」へ転換する人のために補助金制度を設けています。詳細については、お問い合わせください。

☎上下水道局下水道課(☎0848-29-7010)

清掃

～10月30日は
「食品ロス削減の日」
です～

【尾道・御調・向島地区】 ☎尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

10月の「休日」ごみ持込受付(対象は家庭ごみです。)

25日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
26日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷理立処分地	

※休日のごみ持込が多くなっており、大変混雑しています。
・大量に持込される場合は、平日にお願いします。
・必ず分別をして、分別ごとに降ろしやすいようにして持込してください。
・持込の際は危険ですので場内での徐行をお願いします。
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは、休日の持込受付はありません。

11月3日「文化の日」のごみ収集

月・木曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
※もやせるごみ以外の収集はお休みです。

おしえて! エコレンジャー

食べられる野菜が捨てられても良いの?

いびつ 食べられる野菜が捨てられても良いの?

まだ食べられる野菜を捨てず美味しく食べよう!

野菜カレー

廃棄

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・木・祝日休館

10/21(火)~	リサイクルの日記念「アクセサリーの売り出し」 ~10月20日は、ひとまわり、ふたまわり、リサイクルの日~
急な休館やイベント情報などを発信しています。	

Facebook▶



11月の出張販売

11/11(火)	10:30~14:00	因島総合支所1階デッキ
11/12(水)	10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
11/14(金)	10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ
11/15(土)	10:00~14:00	市民センターむかいしま

令和7年秋の火災予防運動

防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

11月9日(日)～15日(土)は、秋の火災予防運動です。
【住宅防火 いのちを守る 10のポイント】を守って、火災を防ぎましょう。

消防局予防課
(☎0848-55-9123)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣



- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは、火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

※住宅用火災警報器の点検は、春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨します。

6つの対策



- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

健康・福祉

11月14日は世界糖尿病デーです！

しまなみ交流館をブルーにライトアップし、糖尿病の啓発活動を実施します。日本では、40歳以上の3人に1人が糖尿病(予備軍含む)とされています。この機会に、糖尿病への理解を深め、予防・治療継続の大切さを考えてみませんか。

- 日①11月9日(日) 9:00～12:30
日②11月14日(金) 17:00～21:00
- 場①総合福祉センター
②しまなみ交流館
- 内①血糖測定会、クイズ等を実施
②しまなみ交流館をブルーライトアップ、糖尿病パンフレット配布
- 問健康推進課
(☎0848-24-1962)

元気はつらつ!! 健康づくりセミナー「血液さらさら大作戦「血糖編」(2回シリーズ)

糖尿病についてもっと知りたいあなたへ! 予防・改善のコツをお伝えします。

【運動編～血糖を下げる運動のコツ～】

日11月4日(火) 13:30～15:30 場みつぎこい会館

内講義・運動実技

講師 尾畑昇悟(公立みつぎ総合病院 健康管理部長)
久保 恵さん(健康運動指導士)

持屋内用シューズ、飲み物、運動のできる服装

【栄養・歯科編～カラダが喜ぶヘルシークッキング～】

日11月14日(金) 10:00～13:00 場御調保健福祉センター

内講義・調理実習

講師 管理栄養士、歯科衛生士

持調理実習代(400円)、エプロン、三角巾、米1合

対概ね40～74歳の人で、出来るだけ2回とも参加できる人

定各20人 締10月29日(水)

申問御調保健福祉センター(☎0848-76-2235)

10月・11月は「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動月間」です

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の違法薬物は心身に大きな悪影響をもたらし、様々な事故・事件・犯罪を引き起こします。特に最近では、若年層における大麻の広がりが心配されています。

違法薬物は一度乱用するだけで、将来を大きく左右します。また、家族を巻き込み、身近にいる大切な人たちの人生までも壊してしまいます。

薬物等の乱用を防止するには、その恐ろしさを正しく認識して、一人ひとりが不正な薬物に「近づかない」、「近づけない」ことが何より大切です。

問広島県東部保健所(☎0848-25-2011(代))